次世代育成支援対策推進法による行動計画

職員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次世代育成支援対策推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

２．内　容

・目標１　：子どもの看護休暇が時間単位で取得できる制度の理解の促進。

＜対策＞

〇平成 29 年、30 年、31 年の各 4 月

・社内メールや事業所内の回覧文書により規定や取得方法を周知。

・目標 2　：男性の子育て目的の休暇の取得促進策として、母親だけでなく、父親の育児休暇および子の看護休暇取得促進のための制度の周知。

＜対策＞

〇平成 29 年、30 年、31 年の各 4 月

・社内メールや事業所内の回覧文書により規定や取得方法の周知。

・事業所の管理者や責任者からの声かけ等による取得のきっかけづくり。

・目標 3　：所定外労働時間を削減するため、継続して「ノー残業デー」を設置。

＜対策＞

〇平成 29 年、30 年、31 年の各事業所の状況に合わせた曜日の設定

・各部門・事業所の責任者及び職員へ「ノー残業デー」の設置の周知と部門・事業所ごとの状況にあわせた曜日の設定を行う。

・限度時間の設定の周知　　１日 3 時間　１ケ月 30 時間
　　１年間 300 時間

平成 29 年 3 月 14 日策定

社会福祉法人
魚沼市社会福祉協議会
会長　櫻 井 伸 一